

令和 8 年度韓国旅行会社招請業務委託 仕様書

1 業務名

令和 8 年度韓国旅行会社招請業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 1 9 日までに完了すること。

3 事業の趣旨

福井県の旅行商品を造成する意向のある韓国の旅行会社を招請し、本県への旅行商品の造成、販売、送客に結び付ける。

4 事業実施にあたっての与件

(1) 事業の目的

本事業では、韓国からの県内外国人宿泊者数の増加を目的とする。

5 委託内容

(1) ファムトリップの実施、実施後のフォローアップ

ア 韓国の旅行会社を招請し、県内観光素材のファムトリップを行うこと。

イ ファムトリップは県内宿泊 3 泊以上、招請する韓国の旅行会社は 4 社以上を目安とし、県と協議の上、行程等を決定すること。ただし、小松空港、富山空港、中部国際空港のいずれかを日本到着または日本出発空港として利用すること。

ウ 招請する旅行会社の移動手段、飲食、宿泊（1 名 1 室利用を想定）を手配すること。

エ 招請する旅行会社および視察先との連絡調整、視察先の入館料、利用料、体験料等、招請に当たって必要な一切の手配を行うこと。

オ 招請時は行程が円滑に進むよう、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。

カ ファムトリップの行程中、招請した旅行会社に対し県内観光事業者が観光コンテンツの PR および名刺交換を行う商談会の時間を設けること。

キ 上記カに必要な会場、通訳の手配および参加する県内観光事業者の募集を行うこと。なお、県内観光事業者の募集方法等は、県と協議の上、決定すること。

ク ファムトリップ実施後には、フォローアップを行うため、招請した韓国の旅行会社を訪問し、各旅行会社の視察先の評価や旅行商品の造成見込み等をヒアリングし、取りまとめて県に報告すること。

ケ 契約期間中、県職員が韓国を訪問し、受託者による韓国の旅行会社訪問に同行する可能性がある。この場合、日時等を調整すること。なお、この場合の移動はタクシー等を利用することとし、専用車の手配は不要である。

- (2) 韓国向けプロモーションの実施（独自事業）
 - ア 韓国から福井県への誘客促進に効果的な方法を提案すること。
 - イ 企画の実施に必要な費用は全て委託料に含むこと。

6 業務報告等

- (1) 県は「5 委託内容」の業務について、報告を求めることがあるが、速やかに対応すること。
- (2) 「5 委託内容」の業務について、令和9年2月19日までに、業務完了報告書を提出すること。報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言、その他、県が必要とする事項を記載すること。

7 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。